

## 会 議 録

会議の名称	令和5年度（2023年度）第2回豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会		
開催日時	令和5年度（2023年度）8月25日（金） 10時00分～11時45分		
開催場所	市役所第二庁舎5階第1会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	都市活力部 魅力文化創造課	傍聴者数	0人
公開／非公開	公開		
出席者	委員	江口会長 井上委員 春名委員 水守委員 榎原委員 山崎委員	
	事務局	都市活力部 魅力文化創造課長 林 魅力文化創造課長補佐 小林 魅力文化創造課企画調整係長 石橋 魅力文化創造課企画調整係員 原田、谷川	
	その他		
欠席者	藤野会長職務代理		
議題	1) 書類審査について 2) ヒアリング審査の手法等について		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

<事務局：開会・会議資料の確認>

### 【事務局】

『豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会規則』第6条第1項の規定により、委員会の議長は会長に務めていただくことになっているため、江口会長にお願いする。

### 【会長】

審議に入る前に事務局に定足数の確認を求める。

**【事務局】**

『豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会規則』の第6条第2項により「委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とあるが、委員7名のうち6名ご出席いただいているため、本委員会が成立していることを報告する。

なお、前回の第1回豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会議事録は資料①にまとめたため、ご覧いただきたい。

**【会長】** 資料①議事録について、何か意見等はあるか。

<委員：異議なし>

**議題1 書類審査について**

**【会長】**

事務局より書類審査に用いる書類について説明を求める。

<事務局：資料②『第二期指定管理者制度導入施設の管理運営業務の中間評価 書類審査とりまとめ』について、各委員からの評価・意見を集約した結果、意見が分かれた部分について重点的に合議いただく旨及びA～Cの評価方法について、総合評価結果に基づく指定管理者への改善勧告等について、並びに第3回選定評価委員会におけるヒアリングについて説明。>

**【会長】**

各委員の評価が一致している項目については、そのままの評価で書類審査の評価決定とし、意見が分かれている項目について合議を行いたいが、よいか。

<委員：異議なし>

**【委員】**

AとBの評価の差はなにか。

**【事務局】**

特筆して評価すべき事項があればA、問題がなければB、改善する必要がある場合はC、としていただく。

**【会長】**

「人材育成・ボランティア組織コーディネート事業」について、意見が分かれている。

**【委員】**

レジデントアーティスト育成プログラムや学校へのアウトリーチなどの独自事業を行っていることは貴重で評価できると考え、評価Aとした。ただ、(指定管理者から)提出された資料では「実施日・参加人数・誰が誰に」といった事業内容の詳細が明記されていないため(概略は記載されているが)、より正確な評価をするためには、詳細情報を把握する必要があると考えるため、追加資料の提出を求める。

**【委員】**

特徴的な事業を行っており工夫されている点については同意できるが、総合的にみてBとした。

**【会長】**

事業の希少性、大阪音楽大学・大阪大学というリソースの活用、日本センチュリーとの密接な連携などを勘案し、他市と比べたうえで工夫が見られると判断し、Aとした。

**【委員】**

評価するうえで、「市民がどう思ったか」という観点を踏まえるべきではないか。このような事業を実施したことは素晴らしいが、本市の人口比率から考えて参加者が少数であるといった結果を、市民がどう捉えたかについて、(指定管理者からの提出資料には)市民の声(意見)が記載されていない。

**【会長】**

市民の評価をどう集めていくかについては広報面の課題となってくると思うが、各委員が全市民のことを万全に把握しているわけではなく、評価については各委員の見識に則り下すものとする。市民の意見を把握することが重要であることはそのとおりであるため、例えば友の会といった情報発信面において改善を要するものである。本項目の評価においては、「当該事業における特筆すべき点や改善すべき点の有無を各委員がどう評価するか」という観点で合議すべきである。

**【委員】**

評価方法を理解したうえで、今回の書類審査においては市民の声が見受けられなかったこと、一市民として事業内容に魅力を感じなかったことから、Bを主張する。

**【会長】**

様々な市民がいて、様々な感想を抱くのは自然なことである。少数でも事業に関心を持つ市民がいて、そのような感性を育てていくことを目標としているプログラムである。

**【委員】**

そうであるならば、ターゲットを明確にして市民が関心を持つようなマーケティングを行うべきと考える。

**【会長】**

本項目は人材育成プログラムについての評価項目である。鑑賞事業に関する評価項目では、一般に認知度が高い人物を招聘という具合に、大衆の関心を集めるような事業をもっと実施してもよいのではないかと感じてはいるが、本項目の評価とは別の観点である。

**【委員】**

理解している。人材育成プログラムの実施において、参加者も少なく、そもそも選別も行わず進めていることから、果たしてこの実施方法で市が求めている人材育成結果が得られるのか疑問に思ったため、事業内容を見たうえでのB評価である。

**【会長】**

一旦は各委員が個々の判断・見識で評価を下せばそれでよい。

**【委員】**

本項目は、当該事業内容に特筆すべきことがあるかという点に着目して評価することが適切だと考える。特徴的で珍しい取組みをしているという点が評価されることは理解できる。

**【委員】**

特筆すべき内容はアーツワゴンである。複数の取り組み事業の中には不十分な部分もあるが、アーツワゴンという特徴的な事業がある点を評価したらよいのではないかと考える。

**【会長】**

大阪音楽大学や大阪大学も人材育成に関わる事業を行っているが、指定管理施設が敷居を低くして当該事業を行うことには、また違う意義がある。

**【委員】**

最終的に評価をまとめる必要があるとはいえ、ヒアリングを控えており今回は最終合議ではないため、今回の委員会にて決定するものではないと解釈しているがそれでよいか。先述した追加資料も提供いただけると考えてよいか。

**【事務局】**

評価の決定はヒアリングや現場視察を踏まえて行うため、今回の委員会にて決定する必要はない。追加資料については、ヒアリング実施に係る事前質問票を指定管理者に提出する際に依頼する。

**【会長】**

「書類審査としての評価」をまとめる必要はあるか。

**【事務局】**

ヒアリングを経て最終決定できればよいため、保留で問題ない。

**【会長】**

では評価は保留とし、次の項目に移る。

「鑑賞事業」について、いかがか。

**【委員】**

センチュリー豊中名曲シリーズは、出演者やプログラムに独自性があり、ホールがプロデュースしたシリーズとして個性を打ち出しており評価できる。令和3年度には文化庁のオーケストラキャラバンを活用して東京の2つのオーケストラの公演が行われたことも評価できる。令和4年度に年間平均来場者数1,000名超を達成したことも同様である。人口規模が近い近隣他市のホールと比較しても本市は優れていると感じており、このことから評価Aとした。

一方で、室内楽等においてはさらなる工夫を期待する。文化庁等の助成金の交付を受けていることについても重要な評価対象であるため、交付に関する詳細情報を自己評価の段階で審査書類に明記すべきと考える。

**【委員】**

先述した理由と同様に、Bとした。

**【委員】**

市民が関心を持ちやすい事業を実施したほうが市民の参加は増えるのではと感じた。ネームバリューのある方を呼んでくれれば、盛り上がるのではないか。

**【委員】**

指定管理者として、どのようなホールにしていきたいか目的を定めたいうえで演目を考案しているはずであり、「大衆的公演ではなくクラシック公演に注力している」という現状なのだと考えている。指定管理事業の特徴が方向づけられることはよいが、アピールが弱いと感じる部分もあるため、市民に指定管理者の意図が伝わっていないといえるのではないか。

**【会長】**

オーケストラの活動継続が非常に困難な現代だが、オーケストラ等のクラシック楽団の活動継続及び認知度向上も指定管理事業の目的において大きな比重を置いている。個人的な好みがあり評価が分かれることは事実だが、あくまで市と指定管理者の計画においてクラシッ

ク文化を広めたいという思いがあると理解している。指定管理者の努力を後押しする意味でも、Aとした。

#### 【委員】

貸館事業においてエンターテインメント公演は実施されており、指定管理者主催事業においては芸術公演が主体になっている。劇場の役割とは、市民を楽しませることも大事だが、民主主義を支える市民が育つための材料・資源を提供することが重要だと捉えている。エンターテインメントは予備知識なく楽しむことができるが、芸術的感性が育まれるには回数を重ね時間をかける必要があり、著名な演者を招聘しておけば多くの来場者が得られる、というわけでもない。長期的視野に立ち、指定管理者のメッセージを伝えていく必要がある。その姿勢においても他市のホールと比較し、本市は評価できると感じる。

#### 【会長】

本項目も保留とする。次に「友の会事業」について合議を行う。ホームページが情報を得にくい体裁となっているため、Cとした。

#### 【委員】

会費無料だったり、公演割引特典があったり、「友の会」は様々な形をとることができるが、会員登録者数は時間をかけて増加していくものと考えている。

話題性のある演者が公演を行うことで友の会の登録が増える傾向にあるが、話題性だけで関心を惹くのではなく実力が伴った公演を実施していく必要がある。事業の努力の積み重ねにより着実に増えていくとみているため、Bとした。

#### 【委員】

Bとしているが、会員になりたいと強く思うほどのメリットが見受けられない。チケット取得を目的とした動機も一過性であるため、会員となつてからの継続的なメリットがあれば会員数は増えていくと思う。

#### 【会長】

兵庫県立芸術文化センターは会費が無料で登録でき、入手できる情報も多い。有料ならそれなりの特典がないと割に合わないだろう。本市の友の会の特典には商店街の割引等があるはずだが、情報が伝わってこない。会員が微増していく可能性もあるが、減る恐れもある厳しい状況だと捉えている。

#### 【委員】

兵庫県立芸術文化センターは、会費無料にも関わらず広告宣伝に莫大な支出を伴っていて、それなりの覚悟を持って現行のやり方を取っている。

**【委員】**

興味を惹く公演がなかったため、登録を見送っていた。魅力的な公演が多くあれば、登録者も増えるのではないか。

**【会長】**

この項目も保留とする。次に、文化芸術センター展示室の年間平均利用率について合議する。令和3年度数値は評価B、令和4年度数値は評価Aとなっている。R3年度は評価Bの最低水準に近い数値だが、R4年度は最高水準をはるかに超えた数値であることから、総合的に鑑みAとしてよいか。

<委員：異議なし>

**【会長】**

では、本項目はAとする。次に「自由提案事業」について合議する。

**【委員】**

自由提案事業も複数あるため、指定管理者に自己評価を提出してもらい、ヒアリング結果を踏まえて判断してはどうか。

**【会長】**

ヒアリング結果を踏まえて判断することとしてよいか。

<委員：異議なし>

**【事務局】**

財務及び労務面に関して、ご説明いただく。

**【委員】**

貸借対照表について、指定管理事業以外の事業において受注損失引当金（受注したが損失となる可能性のある事業が一部ある）が計上されており、健全性は保たれているが、損益が拡大する懸念を含めBとした。

損益計算書について、当期利益は残っているため、収益力は残っているとみなしAとすることも考えたが、引当金が計上されていることを踏まえBが適切と考える。

資金保有残高について、現時点では確保されているが、引当金が実際に発生し資金を相殺する恐れがあることを考えるとBが適切と考える。

指定管理事業以外の事業に係る引当金ではあるが、会社としての財務健全性は低下しているという見方もできる。

**【会長】**

次に、労務についてご説明いただく。

**【委員】**

「従業者への配慮」項目について説明する。三社から別々に書類を提出されているため、総合的な判断が難しいが、提出された書類を確認したところ、概ね問題ないと判断した。

JCDについては、健康診断が実施され、法定外労災の保障も整理されているため、従業者への配慮が認められると判断した。研修制度が設けられていることも評価できるが、実施状況についてはヒアリングでの確認となる。ハラスメント相談窓口についても確認を求める。

結論として、中間評価書類審査としては、法令違反は見受けられない。

**【委員】**

ヒアリングの出席者は指定管理者のどの立場の職員になるのか。例えばハラスメント事例でいうと、立場によって捉え方が異なるため、聴取する職員によって結果が異なってくるのではないかと。

**【委員】**

指定管理者として選定されていることから一定の信頼性は保たれているとし、事業主にヒアリングを行うものと考えている。ただし、場合によっては従業者からの聴取の検討も必要といえる。

**【会長】**

ハラスメント問題は対応が難しく、本委員会が確認できることといえばハラスメント相談窓口を設けているかどうかという程度が実状である。

**【委員】**

個人的には、従業者をはじめ、事業に関わったアーティストなどが主体的に活動できたのかどうかを明確にしたいという思いがある。

**議題2 ヒアリング審査の手法等について**

**【会長】**

議題2に入る。

＜事務局より、資料③に基づき、ヒアリング事前質問表（合議にて挙げた要望や質問を加筆したもの）を後日送付する旨説明。ヒアリングの流れ、日時・場所、執務室内の現場視察について説明。※事前質問表においては書類審査で各委員の評価が一致している項目に関し

ても質問等可能とする＞

**【会長】**

基本姿勢の項目に指定管理者の方針が明記されていないため、ヒアリングではまず各施設の方針・姿勢を明言していただくよう要望する。

ヒアリングについて、質問・意見等あるか。

<委員：意見なし>

**【会長】**

では、今後の予定について事務局より説明いただく。

<事務局より、第3回・第4回選定評価委員会の実施予定について説明>

**【会長】**

その他、質問、意見等あるか。

<委員：意見なし>

**【会長】**

本日の案件は全て終了した。

令和5年度（2023年度）第2回豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会を閉会する。

（資料の持ち帰りは任意とした）